

# 「にし阿波」広域観光周遊バス実証運行事業 業務委託仕様書

## 1. 業務名称

「にし阿波」広域観光周遊バス実証運行業務

## 2. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月24日（火）

## 3. 目的

「大阪・関西万博」や「瀬戸内国際芸術祭2025」に集う多くの国内外の観光客を「にし阿波」に誘客するため、香川県内の主要ターミナルと「にし阿波」を繋ぐ広域観光周遊バスを運行し、にし阿波に点在する観光地への周遊促進と観光消費額の増大を図る。

## 4. 委託金額（上限）

3,500千円

## 5. 業務内容

### （1）運行に係る前提条件

次の要件に基づくバスの運行を行うものとする。

No	項目	内容
1	事業者の要件	道路運送法第4条許可による「一般乗合旅客自動車運送事業」を行う事業者とする。
2	運行ルート等	香川県の主要ターミナルから「にし阿波」地域間の路線定期運行とし、地域内の観光誘客を促進するルートについて、少なくとも2ルート以上提案すること。 ※なお、事業者において運行しているルートを改良・追加する場合は、その改良・追加に要する分の経費のみを委託費の対象とする。
3	運行期間	乗合バス運賃制度に基づき、一般路線等の運賃を設定し、実証運行後の持続性も考慮の上、バス路線の新設も含めて提案すること。
4	運行本数	少なくとも一路線1日1往復以上運行するものとする。

No	項目	内容
5	バス車両	運行ルート・ダイヤ等を考慮し、受託者においてバス車両を用意すること。
6	停留場所	道路交通法等の法令に違反しない場所に設置すること。

## (2) 乗車料金の収受について

- ①受託者は、バス車内等で乗車券の販売及び乗車料金の収受を行うこと。なお、乗車料金の収受方法については、現金もしくは、キャッシュレス決済など、訪日外客にも配慮の上、多様な収受方法を準備すること。
- ②乗車料金は県と協議の上、適切な金額を設定すること。
- ③受託者は、利用者から②で設定した乗車料金の収受及び利用者に対し、乗車券の発行を行うこと。なお、発行する乗車券の種類（紙媒体もしくはデジタル）は問わない。

## (3) 運行中の乗降人数等の集計等について

受託者は、停留場所毎の乗車券販売数・販売金額及び乗降人数を集計し、記録すること。

## (4) 各停留場所における表示物等について

- ①各停留場所には、利用者に対し停留場所が分かるよう必要情報の表示を行うこと。
- ②表示にあたり必要な申請手続き及び表示物の作成等は受託者にて行うこと。

## (5) 利用者への周知について

- ①航空会社や旅行会社の店頭・専用サイトのほか、国内及び海外OTAサイトへの掲載を想定するなど、効果的な周知方法を提案すること。
- ②ターゲット層にタビマエ、タビナカで効果的に周知する方法を提案すること。
- ③多言語対応（日本語・英語・韓国語・繁体字）チラシの制作・配布を行うなど、必要な広報活動を行うこと。
- ④その他、利用者に有効となる周知方法があれば、随時、周知・広報活動を行うとともに、県が行う観光PR等に対してもバス車内への掲載など、可能な範囲で積極的に協力すること。

(6) 安全な運行に係る取組について

- ①受託者は、関係法令等を遵守し、安全な運行を行うこと。
- ②本事業実施場所の立地条件等を踏まえ、各停留場所における入出庫や転回時の方法等について十分な安全対策を講じること。

(7) 事故、災害発生時等の対応について

- ①運行に際し、県、受託者及び関係機関の連絡先等が記載された緊急連絡網を作成し、緊急時等の連絡体制を明確にすること。
- ②交通事故等のトラブル発生時は、受託者が迅速かつ的確な対応を行い、①にて作成された連絡体制に基づき、随時、県に対し報告を行うこと。  
なお、事故報告書等の作成を県が求めた場合は、遅滞なく作成・報告を行うこと。
- ③受託者は、各種保険への加入等を含め、事故等への備えに万全を期すこと。
- ④受託者は、台風等の荒天や災害、その他やむを得ない事由が発生し、又は発生の恐れがあるときは、県と速やかに運行に関する協議を行い、必要な対応をとること。
- ⑤前項の事由により運休等が発生する場合は、県及び受託者の双方において、利用者への情報提供を的確にかつ迅速に行うこと

(8) 運行業務の報告について

- ①受託者は、以下の項目について、毎週、県に対し報告を行うこと。
  - (ア)運行日毎の各停留場所における乗車券の販売数及び販売金額。  
( (3) により集計したもの)
  - (イ)運行日毎の各停留場所における乗降人数。  
( (3) により集計したもの)
  - (ウ)運行便毎の利用人数。
  - (エ)インバウンドの利用人数(わかる範囲で可)。
  - (オ)その他、県が必要と求める事項。
- ②受託者は、前項の事項を県に電子メール等により報告すること。

(9) 実証運行の検証及び改善提案

- ①本業務の運行実績や他事例等を踏まえ、将来的な本ルートを運行するバスの自走を見据えた検討(運行手法、運行ルート・ダイヤ等)を行うこと。
- ②バス利用者の利便性向上に資する取り組みや他の交通機関との連携について検討すること。

- ③その他、受託者の知見を活用し、県にとって有益な内容があれば、随時提案を行うこと。

## 6. 損害賠償について

本業務実施において、利用者及び第三者の生命・身体並びに財産に損害を与えたときは、受託者がその責めを負うこと。ただし、受託者の責によらない場合は、この限りではない。

## 7. 成果品

5－(8)の運行業務報告を含めた実証事業全体の報告書を作成すること。

### ア 提出期限

令和8年3月24日(火)

### イ 提出先

〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ2415

徳島県西部総合県民局地域創生観光部(三好)

電話：0883-76-0374

ファクシミリ：0883-76-0450

E-mail：seibu\_c\_my@pref.tokushima.lg.jp

### ウ 部数

業務実施報告書1部、電子データ1部

## 8. 留意事項

- ①事業の実施に当たっては、県と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとし、受託者提案からの修正もあり得る。
- ②県及び受託者のいずれにもその責に帰すことのできない事由等により、一定期間に利用者が全くいないなどの実績に乏しい場合、県と受託者が協議の上、本業務の内容等が一部変更又は中止とする場合がある。
- ③作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。さらに、県は、業務実施中に随時報告を求めることができることとする。
- ④当該委託業務に関連し、知り得た秘密は他人に漏らさないこと。